

令和 8 年 第 5 回
箕面市教育委員会定例会
議案書

令和 8 年 5 月 2 1 日

午後 3 時

箕面市役所本館 3 階委員会室

箕 面 市 教 育 委 員 会

令和 8 年第 5 回箕面市教育委員会定例会

| 日程 | 議案番号 | 付議案件 |
|------|----------|---|
| 第 1 | | 会議録署名委員の指定 |
| 第 2 | | 教育長報告 |
| 第 3 | 議案第 48 号 | 箕面市青少年健全育成推進奨励金等交付要綱改正の件 |
| 第 4 | 議案第 49 号 | 箕面市こども会活動促進事業交付金交付要綱改正の件 |
| 第 5 | 議案第 50 号 | 箕面市子ども安全・健全育成地域活動推進交付金交付要綱改正の件 |
| 第 6 | 議案第 51 号 | 箕面市保育士確保対策支援事業学生補助金交付要綱改正の件 |
| 第 7 | 議案第 52 号 | 箕面市保育士確保対策支援事業生活支援補助金交付要綱改正の件 |
| 第 8 | 議案第 53 号 | 箕面市保育士確保対策支援事業就職支援補助金交付要綱改正の件 |
| 第 9 | 議案第 54 号 | 工事請負契約締結の件 |
| 第 10 | 議案第 55 号 | 工事請負契約締結の件 |
| 第 11 | 議案第 56 号 | 箕面市生涯学習審議会委員の任命に係る意見提出の件 |
| 第 12 | 議案第 57 号 | 箕面市教育委員会の所管に係る令和 8 年度箕面市一般会計補正予算（第 1 号）の件 |
| 第 13 | 報告第 79 号 | 箕面市教育委員会の所管に係る令和 7 年度箕面市一般会計補正予算（第 8 号）の件 |
| 第 14 | 議案第 58 号 | 箕面市児童福祉施設会計指導員委嘱の件 |
| 第 15 | 議案第 59 号 | 箕面市児童福祉施設会計指導員委嘱の件 |
| 第 16 | 報告第 80 号 | 箕面市教育委員会人事発令の件 |

| | | |
|------|--------|--|
| 第 17 | 報告第81号 | 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件 |
| 第 18 | 議案第60号 | 行政文書部分開示決定に係る審査請求に関する箕面市情報開示審査会からの答申及び裁決の件 |

教育長報告

教育委員会活動報告

1 教育委員会委員

| 月 | 日 | 曜日 | 所 管 行 事 | 場 所 | 概 要 |
|---|----|----|--------------------------|------------|-----|
| 4 | 30 | 木 | 教育委員会協議 | 別館6階教育委員会室 | |
| | | | 令和8年第4回教育委員会定例会 | 本館3階委員会室 | |
| 5 | 12 | 火 | 教育委員会協議 | オンライン | |
| 5 | 20 | 水 | 令和8年度大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会 | ホテルアウイーナ大阪 | |

2 教育長

| 項 目 | 内 容 |
|----------|---|
| 教育行政の課題等 | <p>○ 第76回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会高知大会 日時 令和8年5月14日(木)～15日(金) 場所 高知県立県民文化ホール 内容 (1)開会式 (2)議事 議長団選出、会務報告、議案審議、役員改選 (3)文部科学省講話 (4)教育研究部会 第2部会 学校教育 (5)アトラクション (6)分野別研究発表 (7)特別委員会報告 (8)閉会式 (9)視察研修</p> <p>○ 令和8年度大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会 日時 令和8年5月20日(水)午後1時30分～午後3時30分 場所 ホテルアウイーナ大阪 内容 (1)全国市町村教育委員会連合会功労者表彰伝達 (2)退任教育委員会委員・教育長に対する感謝状の贈呈 (3)総会 ・令和7年度事業報告、決算報告 ・役員改選 ・令和8年度事業方針、予算(案) (4)講演 大阪府教育庁</p> |

行事報告

〈学校教育・子育て関係〉

| 月 | 日 | 曜日 | 所 管 行 事 | 場 所 | 概 要 | |
|---|----|----|-----------------|----------------|--|-----|
| 5 | 13 | 水 | 園長会(幼稚園・認定こども園) | 別館2階厚生室 | ・事務連絡 ・相談・苦情・事故報告について ・各部会等の報告について ・文書引継ぎについて | 4人 |
| | | | 所長会(保育所・認定こども園) | 別館2階厚生室 | ・事務連絡 ・相談・苦情・事故報告について ・各部会等の報告について ・文書引継ぎについて | 5人 |
| | | | 園所長会 | 別館2階厚生室 | ・事務連絡 ・研修計画について ・行事について ・公開保育について | 8人 |
| 5 | 14 | 木 | 早期療育事業推進会議 | 児童発達支援センター一会議室 | 要フォロー児の検討他 | 11人 |

議案第48号

箕面市青少年健全育成推進奨励金等交付要綱改正の件

箕面市青少年健全育成推進奨励金等交付要綱の一部を下記のとおり改正する。

令和8年（2026年）5月21日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清花

記

別記のとおり

（提案理由）

決定通知書等の指令番号を文書番号に変更するため、箕面市青少年健全育成推進奨励金等交付要綱（平成26年箕面市教育委員会訓令第1号）の一部改正を提案するものである。

箕面市教育委員会訓令第 号

学校教育部長

箕面市青少年健全育成推進奨励金等交付要綱（平成二十六年箕面市教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡部 清花 印

様式第二号中「縣面市諸令 第 号」を削り、「市 月 日」

を「第 号」に、「箕面市教育委員会」を「箕面市教育委員会（公印省略）」

に改める。

様式第三号及び様式第四号中「縣面市諸令 第 号」を

「第 号」に改める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

議案第49号

箕面市こども会活動促進事業交付金交付要綱改正の件

箕面市こども会活動促進事業交付金交付要綱の一部を下記のとおり改正する。

令和8年（2026年）5月21日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清花

記

別記のとおり

（提案理由）

決定通知書について公印の押印を省略するため、箕面市こども会活動促進事業交付金交付要綱（平成28年箕面市教育委員会訓令第1号）の一部改正を提案するものである。

箕面市教育委員会訓令第 号

学校教育部長

箕面市こども会活動促進事業交付金交付要綱（平成二十八年箕面市教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡部 清花 印

様式第二号及び様式第四号中

「箕面市教育委員会教育長 氏 名 印」を

「箕面市教育委員会教育長 氏 名 印」に改める。

（公印省略）」

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

議案第50号

箕面市子ども安全・健全育成地域活動推進交付金交付要綱改正の件

箕面市子ども安全・健全育成地域活動推進交付金交付要綱の一部を下記のとおり改正する。

令和8年（2026年）5月21日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清花

記

別記のとおり

（提案理由）

決定通知書の指令番号を文書番号に変更するため、箕面市子ども安全・健全育成地域活動推進交付金交付要綱（平成28年箕面市教育委員会訓令第7号）の一部改正を提案するものである。

箕面市教育委員会訓令第 号

学校教育部長

箕面市子ども安全・健全育成地域活動推進交付金交付要綱（平成二十八年箕面市教育委員会訓令第七号）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡部清花印

様式第二号中「~~〇〇〇〇~~」を削り、「~~〇〇~~」を「~~〇〇~~」に改める。

附則

この要綱は、訓令の日から施行する。

議案第 5 1 号

箕面市保育士確保対策支援事業学生補助金交付要綱改正の件

箕面市保育士確保対策支援事業学生補助金交付要綱の一部を下記のとおり改正する。

令和 8 年（2026 年）5 月 2 1 日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡 部 清 花

記

別記のとおり

（提案理由）

補助金の対象となる施設に市内に所在する事業所内保育事業所を追加するため、箕面市保育士確保対策支援事業学生補助金交付要綱（平成 2 7 年箕面市教育委員会訓令第 3 6 号）の一部改正を提案するものである。

箕面市保育士確保対策支援事業学生補助金交付要綱（平成二十七年箕面市教育委員会訓令第三十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡 部 清 花 印

第二条第一項第二号を次のように改める。

- 二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第四十三条第一項に規定する地域型保育事業のうち児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業又は同法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業を行う事業所

第二条第二項中「第十四条第八項」を「第十四条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「及び同条第十項」を「同条第十一項に規定する主務保育教諭及び同条第十二項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、訓令の日から施行し、改正後の箕面市保育士確保対策支援事業学生補助金交付要綱の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の箕面市保育士確保対策支援事業学生補助金交付要綱の規定は、この要綱の適用の日以後に補助期間が属する者について適用し、同日前に補助期間が終了している者については、なお従前の例による。

議案第 5 2 号

箕面市保育士確保対策支援事業生活支援補助金交付要綱改正の件

箕面市保育士確保対策支援事業生活支援補助金交付要綱の一部を下記のとおり改正する。

令和 8 年（2026 年）5 月 21 日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡 部 清 花

記

別記のとおり

（提案理由）

補助金の対象となる施設に市内に所在する事業所内保育事業所を追加するとともに、補助対象者の勤務要件を明確化するため、箕面市保育士確保対策支援事業生活支援補助金交付要綱（平成 27 年箕面市教育委員会訓令第 37 号）の一部改正を提案するものである。

箕面市保育士確保対策支援事業生活支援補助金交付要綱（平成二十七年箕面市教育委員会訓令第三十七号）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡 部 清 花 印

第二条第一項第二号を次のように改める。

二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第四十三条第一項に規定する地域型保育事業のうち児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業又は同法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業を行う事業所

第二条第二項中「第十四条第八項」を「第十四条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「及び同条第十項」を「、同条第十一項に規定する主務保育教諭及び同条第十二項」に改める。

第三条第一項第一号中「常勤であるもの」を「、市内民間保育所等において常態的に一日六時間以上かつ月二十日以上勤務するもの」に改め、同項第二号中「市内民間保育所等で」及び「（平成二十四年法律第六十五号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、訓令の日から施行し、改正後の箕面市保育士確保対策支援事業生活支援補助金交付要綱の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の箕面市保育士確保対策支援事業生活支援補助金交付要綱の規

定は、令和八年四月一日以後に採用された者について適用し、同日前に採用された者については、なお従前の例による。

議案第 5 3 号

箕面市保育士確保対策支援事業就職支援補助金交付要綱改正の件

箕面市保育士確保対策支援事業就職支援補助金交付要綱の一部を下記のとおり改正する。

令和 8 年（2026 年）5 月 21 日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡 部 清 花

記

別記のとおり

（提案理由）

補助金の対象となる施設に市内に所在する事業所内保育事業所を追加するため、箕面市保育士確保対策支援事業就職支援補助金交付要綱（令和 6 年箕面市教育委員会訓令第 4 6 号）の一部改正を提案するものである。

箕面市保育士確保対策支援事業就職支援補助金交付要綱（令和六年箕面市教育委員会訓令第四十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡 部 清 花 印

第二条第一号中「、及び」を「（以下「小規模保育事業所等」という。）、及び」に改め、同条第二号中「箕面市子ども・子育て支援条例（平成二十六年箕面市条例第四十五号）第八十三条に規定する小規模保育事業所A型」を「小規模保育事業所等」に改め、同条第三号中「第十四条第八項」を「第十四条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「及び同条第十項」を「同条第十一項に規定する主務保育教諭及び同条第十二項」に改める。

第三条第二項第六号中「第二条第一項」を「第二条第一号」に、「同条第二項」を「同条第二号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、訓令の日から施行し、改正後の箕面市保育士確保対策支援事業就職支援補助金交付要綱の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の箕面市保育士確保対策支援事業就職支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の適用の日以後に補助金の交付申請を行った者について適用し、同日前に補助金の交付申請を行った者については、なお従前の例による。

議案第54号

工事請負契約締結の件

工事請負契約締結の件について下記のとおり箕面市長に要請する。

令和8年（2026年）5月21日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清花

記

別記のとおり

（提案理由）

箕面市立第六中学校長寿命化改修工事（その1）の請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定による提案を箕面市長に要請するものである。

第 号議案

工事請負契約締結の件

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 8 年 月 日提出

箕面市長 原 田 亮

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 第六中学校長寿命化改修工事（その 1） |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 3 5 3 , 7 6 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 箕面市如意谷二丁目 1 0 番 8 5 号 城下工務店有限会社 代表取締役 城 下 義 史 |

（提案理由）

第六中学校長寿命化改修工事（その 1）の請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものである。

議案第55号

工事請負契約締結の件

工事請負契約締結の件について下記のとおり箕面市長に要請する。

令和8年（2026年）5月21日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清花

記

別記のとおり

（提案理由）

箕面市立第六中学校長寿命化改修に伴う機械設備工事（その1-1）の請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定による提案を箕面市長に要請するものである。

第 号議案

工事請負契約締結の件

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 8 年 月 日提出

箕面市長 原 田 亮

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 第六中学校長寿命化改修に伴う機械設備工事（その 1 - 1） |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 1 5 7 , 3 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 箕面市粟生間谷東一丁目 3 2 番 1 6 号 株式会社増田設備 代表取締役 増 田 博 |

（提案理由）

第六中学校長寿命化改修に伴う機械設備工事（その 1 - 1）の請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものである。

議案第56号

箕面市生涯学習審議会委員の任命に係る意見提出の件

箕面市生涯学習審議会委員の任命について下記のとおり箕面市長に意見を提出する。

令和8年（2026年）5月21日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清花

記

別記のとおり

（提案理由）

箕面市生涯学習審議会委員の任命について、令和8年5月12日付けR08箕人生第000182号をもって箕面市長から意見聴取の依頼があったため、意見の提出を提案するものである。

【別記】

箕面市生涯学習審議会委員の任命に係る意見

下記の箕面市生涯学習審議会委員の任命に係る人事案について、異議ありません。

令和8年（2026年）5月21日

箕面市教育委員会

記

別添のとおり

【別添】

箕面市生涯学習審議会委員（案）

委嘱期間:令和8年6月1日から令和10年5月31日

選定した委員

| | |
|-----|---------------------------|
| 氏名 | 山下 純 |
| 住所 | |
| 生年 | |
| 選出 | |
| 年月日 | |
| 選出区 | |
| 分 | |
| | 学校教育の関係者 (箕面市立小中学校校長会) |

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 氏名 | 須貝 昭子 |
| 住所 | |
| 生年 | |
| 選出 | |
| 年月日 | |
| 選出区 | |
| 分 | |
| | 生涯学習又は社会教育の関係者 (社会福祉法人 箕面市社会福祉協議会) |

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 氏名 | 森 七恵 |
| 住所 | |
| 生年 | |
| 選出 | |
| 年月日 | |
| 選出区 | |
| 分 | |
| | 生涯学習又は社会教育の関係者 (公益財団法人箕面市メイプル文化財団) |

| | |
|-----|--|
| 氏名 | 池上 美津子 |
| 住所 | |
| 生年 | |
| 選出 | |
| 年月日 | |
| 選出区 | |
| 分 | |
| | 生涯学習又は社会教育の関係者 (生涯学習センター利用者グループ協議会) |

| | |
|-----|-----------------------------|
| 氏名 | 九後 稔 |
| 住所 | |
| 生年 | |
| 選出 | |
| 年月日 | |
| 選出区 | |
| 分 | |
| | 生涯学習又は社会教育の関係者 (箕面市美術協会) |

| | |
|-----|----------------------------------|
| 氏名 | 岩重 敏子 |
| 住所 | |
| 生年 | |
| 選出 | |
| 年月日 | |
| 選出区 | |
| 分 | |
| | 生涯学習又は社会教育の関係者 (おはなしグループみのむし) |

| | | | | |
|------------------|--------|--------|------------------|---|
| 氏 住 生 選 | 年 出 | 月 区 | 名 所 日 分 | 沖 明博 生涯学習又は社会教育の関係者 (箕面市体育連盟) |
| 氏 住 生 選 | 年 出 | 月 区 | 名 所 日 分 | 入江 眞理子 生涯学習又は社会教育の関係者 (箕面市青少年を守る会連絡協議会) |
| 氏 住 生 選 | 年 出 | 月 区 | 名 所 日 分 | 葛原 由香里 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (箕面市PTA連絡協議会) |
| 氏 住 生 選 | 年 出 | 月 区 | 名 所 日 分 | 野崎 洋司 学識経験者 |
| 氏 住 生 選 | 年 出 | 月 区 | 名 所 日 分 | 小倉 嘉夫 学識経験者 |
| 氏 住 生 選 | 年 出 | 月 区 | 名 所 日 分 | 中西 深雪 市民 |
| 氏 住 生 選 | 年 出 | 月 区 | 名 所 日 分 | 吉野 友美 市民 |

議案第 57 号

箕面市教育委員会の所管に係る令和 8 年度箕面市一般会計補正予算
(第 1 号) の件

箕面市教育委員会の所管に係る令和 8 年度箕面市一般会計補正予算 (第 1 号) の
件について下記のとおり箕面市長に要請する。

令和 8 年 (2026 年) 5 月 21 日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡 部 清 花

記

別記のとおり

(提案理由)

箕面市教育委員会の所管に係る各事務事業経費について見直した結果、補正予算
を編成する必要が生じたため、箕面市長に要請するものである。

令和8年第2回箕面市議会定例会提出案件

■令和8年度箕面市一般会計補正予算（第1号）

【教育委員会事務局】

歳入

単位：千円

| 担当課 | 細節 | 補正額 | 内訳 | |
|---------|-------|-----|------------|-----|
| 教育総合政策課 | 基金繰入金 | 300 | 未来子ども基金繰入金 | 300 |
| 歳入合計 | | 300 | | |

【学校教育部】

歳出

単位：千円

| 担当課 | 事業番号及び事業名 | 補正額 | 内訳 | |
|---------|-----------|--------|-----|--------|
| 児童生徒指導課 | 部活動地域展開事業 | 24,163 | 補助金 | 24,163 |
| 歳出合計 | | 24,163 | | |

地方債補正

単位：千円

| 担当課 | 事業名 | 限度額 | |
|-------|-----------------|-------|-------|
| | | 補正前 | 補正後 |
| 学校教育課 | 小中学校教育ICT環境整備事業 | 3,500 | 3,000 |

【子ども未来部】

歳入

単位：千円

| 担当課 | 細節 | 補正額 | 内訳 | |
|--------|---------------|-----|-------|-----|
| 子育て支援課 | 母子等自立支援事業費補助金 | 930 | 国庫補助金 | 930 |
| 歳入合計 | | 930 | | |

歳出

単位：千円

| 担当課 | 事業番号及び事業名 | 補正額 | 内訳 | |
|------------|-------------------------|--------|-------|--------|
| 子育て支援課 | 地域子育て支援センター運営事業 | 260 | 庁用器具費 | 260 |
| | 児童扶養手当システム改修事業 | 1,396 | 委託料 | 1,396 |
| 保育幼稚園利用課 | 物価高騰対応市緊急支援事業（民間保育施設支援） | 38,998 | 補助金 | 38,998 |
| 児童発達支援センター | 物価高騰対応市緊急支援事業（子どもすこやか） | 2,236 | 消耗品費 | 3 |
| | | | 通信運搬費 | 7 |
| | | | 交付金 | 2,226 |
| 歳出合計 | | 42,890 | | |

報告第79号

箕面市教育委員会の所管に係る令和7年度箕面市一般会計補正予算
(第8号) の件

箕面市教育委員会の所管に係る令和7年度箕面市一般会計補正予算(第8号)の要請について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成13年箕面市教育委員会規則第25号)第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第3条第2項の規定により報告する。

令和8年(2026年)5月21日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清花

記

別記のとおり

(提案理由)

箕面市教育委員会の所管に係る各事務事業経費について見直した結果、補正予算を編成する必要が生じ、箕面市長に要請したので、報告するものである。

令和8年第2回箕面市議会定例会提出案件

■令和7年度箕面市一般会計補正予算（第8号）

【教育委員会事務局】

歳出

単位：千円

| 担当課 | 事業番号及び事業名 | 補正額 | 内訳 | |
|---------|-------------|-------|------------|-------|
| 教育総合政策課 | 未来子ども基金積立事業 | 7,855 | 未来子ども基金積立金 | 7,855 |
| 歳入合計 | | 7,855 | | |

【学校教育部】

歳入

単位：千円

| 担当課 | 細節 | 補正額 | 内訳 | |
|---------|---------------------------|---------|-------|---------|
| 学校企画管理課 | 子ども・子育て支援交付金 | 39,545 | 国庫交付金 | 20,301 |
| | | | 府交付金 | 19,244 |
| | 新子育て支援交付金 | 252 | 府交付金 | 252 |
| | 子どもの貧困緊急対策事業費交付金 | △ 3,676 | | △ 3,676 |
| 教職員課 | 教職員人事権移譲事務費交付金 | 1,039 | 府交付金 | 1,039 |
| 学校生活支援課 | 要保護児童生徒等援助費補助金 | | | △ 2,700 |
| | 理科観察実験アシスタント事業費補助金 | △ 2,801 | 国庫補助金 | △ 51 |
| | 小学校理科教育設備整備費等補助金 | | | △ 25 |
| | 中学校理科教育設備整備費等補助金 | | | △ 25 |
| 学校教育課 | 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（小学校） | △ 400 | 国庫補助金 | △ 400 |
| | 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（中学校） | △ 511 | | △ 511 |
| | 小学校教育ICT環境整備事業債 | △ 100 | 市債 | △ 100 |
| | 中学校教育ICT環境整備事業債 | △ 400 | | △ 400 |
| 児童生徒指導課 | 部活動指導員配置事業費補助金 | △ 790 | 府補助金 | △ 790 |
| | 校内教育支援センター支援員配置事業費補助金 | △ 4,138 | | △ 4,138 |
| | 地域運動部活動推進事業委託金 | △ 2,611 | 府委託金 | △ 2,611 |
| 歳入合計 | | 25,409 | | |

歳出

単位：千円

| 担当課 | 事業番号及び事業名 | 補正額 | 内訳 | |
|---------|----------------|--------|---------------|--------|
| 学校企画管理課 | 学校教育施設整備基金積立事業 | 47,995 | 学校教育施設整備基金積立金 | 47,995 |
| 学校生活支援課 | 奨学資金給付基金積立事業 | 647 | 奨学資金給付基金積立金 | 647 |
| 歳出合計 | | 48,642 | | |

【子ども未来部】

歳入

単位：千円

| 担当課 | 細節 | 補正額 | 内訳 | |
|-----------------|-------------------------|-----------|--------|-----------|
| 子育て支援課 | 特別児童扶養手当取扱事務費負担金 | 68 | 国庫負担金 | 68 |
| | 助産施設入所費負担金 | △ 711 | 国庫負担金 | △ 474 |
| | | | 府負担金 | △ 237 |
| | 母子生活支援施設入所費負担金 | △ 4,568 | 国庫負担金 | △ 3,045 |
| | | | 府負担金 | △ 1,523 |
| | 児童扶養手当費負担金 | △ 9,945 | 国庫負担金 | △ 9,945 |
| | 児童手当費負担金 | △ 117,715 | 国庫負担金 | △ 106,351 |
| | | | 府負担金 | △ 11,364 |
| | 母子等自立支援事業費補助金 | 4,081 | 国庫補助金 | 4,081 |
| 子ども・子育て支援事業費補助金 | 270 | 国庫補助金 | 270 | |
| 重層的支援体制整備事業交付金 | 526 | 国庫交付金 | 301 | |
| | | 府交付金 | 225 | |
| 過年度収入 | 17,726 | 雑入 | 17,726 | |
| こども園推進課 | 保育対策総合支援事業費補助金 | △ 1,205 | 国庫補助金 | 2,000 |
| | | | 府補助金 | △ 3,205 |
| | 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 | △ 2 | 国庫補助金 | △ 2 |
| 保育・幼児教育センター | 保育対策総合支援事業費補助金 | 2,032 | 国庫補助金 | 2,032 |
| | 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 | 1,597 | 国庫補助金 | 1,597 |
| | 幼保小の架け橋プログラム促進事業費交付金 | △ 6,147 | 国庫交付金 | △ 6,147 |
| 保育幼稚園利用課 | 子育て支援施設等利用給付費負担金 | △ 67,449 | 国庫負担金 | △ 44,966 |
| | | | 府負担金 | △ 22,483 |
| | 保育対策総合支援事業費補助金 | △ 305 | 国庫補助金 | △ 305 |
| | 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 | △ 1,303 | 国庫補助金 | △ 1,303 |
| 子どもすこやか課 | 母子保健衛生費国庫補助金 | 33 | 国庫補助金 | 33 |
| | 出産・子育て応援事業費補助金 | 19 | 国庫補助金 | 19 |
| | 重層的支援体制整備事業交付金 | △ 834 | 国庫交付金 | △ 834 |
| | 妊婦のための支援給付交付金 | 3,350 | 国庫交付金 | 3,350 |
| | 造血細胞移植後定期接種ワクチン再接種費用補助金 | △ 175 | 府補助金 | △ 175 |
| | 重層的支援体制整備事業交付金 | 147 | 府交付金 | 147 |
| 子ども相談課 | 重層的支援体制整備事業交付金 | 20,753 | 国庫交付金 | 16,602 |
| | | | 府交付金 | 4,151 |
| 広域子育て支援課 | 権限移譲事務費交付金（共同処理分） | 3 | 府交付金 | 3 |
| 歳入合計 | | △ 159,754 | | |

議案第58号

箕面市児童福祉施設会計指導員委嘱の件

箕面市児童福祉施設会計指導員を下記のとおり委嘱する。

令和8年（2026年）5月21日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清花

記

別記のとおり

（提案理由）

箕面市家庭的保育事業等及び特定教育・保育施設等指導監査実施要綱（平成28年箕面市教育委員会訓令第22号）第7条第4項の規定に基づき、箕面市児童福祉施設会計指導員の委嘱を提案するものである。

【別記】

箕面市児童福祉施設会計指導員

委嘱期間：令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

《西田友則公認会計士事務所》

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 氏 | 名 | 西 | 田 | 友 | 則 |
| 住 | 所 | | | | |
| 生 | 年 | 月 | 日 | | |

議案第59号

箕面市児童福祉施設会計指導員委嘱の件

箕面市児童福祉施設会計指導員を下記のとおり委嘱する。

令和8年（2026年）5月21日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清花

記

別記のとおり

（提案理由）

箕面市認可保育施設等指導監査実施要綱（令和8年箕面市教育委員会訓令第67号）第7条第3項の規定に基づき、箕面市児童福祉施設会計指導員の委嘱を提案するものである。

【別記】

箕面市児童福祉施設会計指導員

委嘱期間：令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

《アヴェニール会計・法務事務所》

氏 名 山内 一浩
住 所
生 年 月 日

《大内公認会計士事務所》

氏 名 大内 美香
住 所
生 年 月 日

《吉田公認会計士事務所》

氏 名 吉田 豊道
住 所
生 年 月 日

《古澤公認会計士事務所》

氏 名 古澤 裕子
住 所
生 年 月 日

《増田千春公認会計士事務所》

氏 名 増田 千春
住 所
生 年 月 日

《大西公認会計士事務所》

氏 名 大西 雅也
住 所
生 年 月 日

《御堂筋監査法人》

氏 名 森 康友
住 所
生 年 月 日

《御堂筋監査法人》

氏 名 佐々木 秀
住 所
生 年 月 日

《御堂筋監査法人》

氏 名 田中 久美子
住 所
生 年 月 日

《御堂筋監査法人》

氏 名 川中 敏史
住 所
生 年 月 日

報告第80号

箕面市教育委員会人事発令の件

箕面市教育委員会の人事発令について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年箕面市教育委員会規則第25号）第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年（2026年）5月21日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清花

記

別記のとおり

（提案理由）

箕面市教育委員会において令和8年4月20日、同月30日、同年5月1日及び同月13日付けで行った人事発令について報告するものである。

箕面市教育委員会人事発令

《採用》

[令和8年5月1日付け]

| 氏名 | 発令内容 | 特記事項 |
|--------|---------------|------|
| 大原 友里絵 | 行政職員 学校教育部 | 任期付 |
| 島田 望希 | 行政職員 学校教育部 | 任期付 |
| 元山 美香 | 行政職員 学校教育部 | 任期付 |

《異動》

[令和8年5月1日付け]

| 氏名 | 発令内容 | 特記事項 |
|-------|-----------------------------|-------------------|
| 東 裕香 | (兼) 学校教育部主査 (兼) 子ども未来部主査 | (本) 箕面市教育委員会事務局主査 |
| 黒川 亜美 | (兼) 学校教育部 (兼) 子ども未来部 | (本) 箕面市教育委員会事務局 |

《分限休職》

- 1 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年(2026年)4月20日付け
- 2 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年(2026年)5月13日付け

《復職》

- 1 対象者
発令日 令和8年(2026年)5月1日付け

《退職》

- 1 対象者
理由 一身上の都合のため
発令日 令和8年(2026年)4月30日付け
- 2 対象者
理由 一身上の都合のため
発令日 令和8年(2026年)4月30日付け

報告第 8 1 号

箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

(提案理由)

去る令和 8 年 4 月 3 0 日に開催された令和 8 年第 4 回箕面市教育委員会定例会会議録を作成したので、箕面市教育委員会会議規則（昭和 3 1 年箕面市教育委員会規則第 1 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき報告するものである。

令和 8 年 第 4 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和8年第4回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和8年4月30日(木) 午後3時

1. 場 所 箕面市役所 本館3階委員会室

1. 出席者 教 育 長 渡 部 清 花 君
委 員 酒 井 康 生 君
教 育 長 職 務 代 理 者 飯 田 ひ と み 君
委 員 荒 木 友 博 君
委 員 桑 野 啓 子 君
委 員 廣 田 遥 君

1. 付議案件説明者

教育委員会事務局 藪 本 正 博 君
副 教 育 長
学 校 教 育 部 長 金 城 忠 君
部
子 ど も 未 来 部 長 今 中 美 穂 君
部
学 校 教 育 部 長 三 島 新 平 君
副 部 長
子 ど も 未 来 部 長 山 田 睦 美 君
副 部 長
学 校 企 画 管 理 課 長 中 野 恵 太 君
放 課 後 支 援 課 長 六 島 拓 也 君
児 童 生 徒 指 導 課 長 赤 城 龍 一 君
学 校 教 育 課 長 新 井 邦 子 君
学 校 生 活 支 援 課 長 佐 佐 木 雅 子 君
学 校 給 食 課 長 白 井 晃 世 君
青 少 年 育 成 課 長 福 田 浩 子 君
子 育 て 支 援 課 長 吉 田 将 康 君
こ ど も 園 推 進 課 長 長 與 恵 美 君

| | |
|--------------|-----------|
| 保育・幼児教育センター長 | 大 上 和 代 君 |
| 保育幼稚園利用課長 | 森 川 祥 充 君 |
| 教育総合政策課長 | 渡 邊 弘 君 |

1. 出席事務局職員

| | |
|------------|-----------|
| 教育総合政策課長補佐 | 横 田 悠 紀 君 |
| 教育総合政策課係長 | 東 裕 香 君 |
| 教育総合政策課 | 岡 順 一 君 |
| 教育総合政策課 | 黒 川 亜 美 君 |
| 教育総合政策課 | 諸 井 翔 五 君 |

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市いじめ防止基本方針改定の件
- 日程第 4 箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則改正の件
- 日程第 5 箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱制定の件
- 日程第 6 市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例施行規則改正の件
- 日程第 7 箕面市いじめ問題対策連絡協議会等の組織及び運営に関する規則改正の件
- 日程第 8 箕面市学校給食費の取扱いに関する規則改正の件
- 日程第 9 箕面市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱改正の件
- 日程第 10 長期休暇中における箕面市学力保障・学習支援事業の追加実施に関する要綱改正の件
- 日程第 11 受験生の箕面市学力保障・学習支援事業の追加実施に関する要綱制定の件
- 日程第 12 箕面市こども会活動促進事業交付金交付要綱改正の件
- 日程第 13 箕面市学校給食弁当代替者補助金交付要綱制定の件
- 日程第 14 箕面市地域子育て相談機関の設置及び運営に関する要綱制定の件
- 日程第 15 箕面市一時預かり事業補助金交付要綱改正の件
- 日程第 16 箕面市私立幼稚園補助金交付要綱改正の件
- 日程第 17 箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件
- 日程第 18 箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件
- 日程第 19 箕面市森町保育送迎ステーション事業実施要綱改正の件
- 日程第 20 箕面市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業費補助金交付要綱制定の件
- 日程第 21 箕面市認可保育施設多子世帯保育料補助金交付要綱制定の件
- 日程第 22 箕面市認可保育施設等指導監査実施要綱制定の件
- 日程第 23 令和八年度における箕面市教育委員会行政組織の再編に伴う関係規則の整理等に関する規則制定の件
- 日程第 24 箕面市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則制定の件
- 日程第 25 令和八年度における箕面市教育委員会行政組織の再編に伴う関係規程の整理等に関する規程制定の件
- 日程第 26 箕面市立学校施設開放事業実施要綱改正の件
- 日程第 27 箕面市教育委員会の附属機関の会議の傍聴に関する要綱廃止の件

- 日程第 2 8 箕面市教育支援センター設置要綱改正の件
- 日程第 2 9 箕面市教育支援センター設置要綱改正の件
- 日程第 3 0 箕面市教科書センター設置要綱改正の件
- 日程第 3 1 箕面市子育て短期支援事業実施要綱改正の件
- 日程第 3 2 箕面市助産の実施に関する要綱改正の件
- 日程第 3 3 箕面市母子保護の実施に関する要綱改正の件
- 日程第 3 4 箕面市要保護児童対策協議会設置要綱改正の件
- 日程第 3 5 箕面市子ども活動支援事業実施要綱改正の件
- 日程第 3 6 箕面市立図書館の図書等の予約及びリクエストに関する取扱要綱廃止の件
- 日程第 3 7 箕面市人権教育推進会議開催要綱改正の件
- 日程第 3 8 箕面市早期療育事業推進会議設置要綱改正の件
- 日程第 3 9 箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程改正の件
- 日程第 4 0 箕面市保育の利用に関する要綱改正の件
- 日程第 4 1 箕面市子ども安全・健全育成地域活動推進交付金交付要綱改正の件
- 日程第 4 2 箕面市定期予防接種再接種費用自己負担金助成要綱改正の件
- 日程第 4 3 箕面市産後ケア事業実施要綱改正の件
- 日程第 4 4 箕面市学校給食献立検討委員会設置要綱改正の件
- 日程第 4 5 箕面市立図書館の電子書籍等の利用に関する要綱廃止の件
- 日程第 4 6 箕面市保育士宿舍借上支援事業補助金交付要綱改正の件
- 日程第 4 7 箕面市妊婦健康診査の実施等に関する要綱改正の件
- 日程第 4 8 箕面市産婦健康診査の実施等に関する要綱改正の件
- 日程第 4 9 箕面市新生児聴覚検査の実施等に関する要綱改正の件
- 日程第 5 0 箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱改正の件
- 日程第 5 1 箕面山ニホンザル保護管理専門員に関する要綱廃止の件
- 日程第 5 2 箕面市賃貸物件による民間保育所整備費補助金交付要綱廃止の件
- 日程第 5 3 箕面市支援保育・教育実施要綱改正の件
- 日程第 5 4 箕面市子どもセンター設置要綱改正の件
- 日程第 5 5 箕面市立保育所、認定こども園及び幼稚園における保育室内カメラの設置、管理及び運用に関する要綱改正の件
- 日程第 5 6 箕面市医療的ケア児等支援連絡会議設置要綱改正の件
- 日程第 5 7 箕面市養育支援訪問事業実施要綱改正の件
- 日程第 5 8 箕面市子育て世帯訪問支援事業実施要綱改正の件
- 日程第 5 9 箕面市乳児一般（一か月児）健康診査の実施等に関する要綱改正の件
- 日程第 6 0 箕面市見守りおむつ定期便事業実施要綱改正の件
- 日程第 6 1 箕面市出産・子育て応援事業実施要綱改正の件

- 日程第 6 2 箕面市ぴよぴよサポート事業（産前産後ヘルパー派遣）に関する要綱改正の件
- 日程第 6 3 箕面市若者支援地域会議開催要綱改正の件
- 日程第 6 4 箕面市不妊・不育治療費等助成金交付要綱改正の件
- 日程第 6 5 箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱廃止の件
- 日程第 6 6 令和 7 年度箕面子どもステップアップ調査結果報告の件
- 日程第 6 7 箕面市奨学生選考委員会委員任命の件
- 日程第 6 8 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 6 9 箕面市いじめ問題対策連絡協議会委員任命の件
- 日程第 7 0 箕面市立幼保連携型認定こども園の学校歯科医委嘱の件
- 日程第 7 1 保育・幼児教育サポーター任命の件
- 日程第 7 2 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

（午後 3 時開会）

○教育長（渡部清花君）：ただ今から、令和 8 年第 4 回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。今年度 1 回目の定例会となりますが、今回から廣田委員をお迎えし、新たなメンバーで取り組んでまいります。そして、改めまして、このたび箕面市教育委員会教育長を拝命いたしました渡部清花です。これからどうぞよろしくお願ひいたします。これまで箕面市の先生方、保育士の皆様、地域団体の皆様、そして子どもたちに関わる多くの皆様が長年にわたり、築き、積み上げてこられた歴史や伝統と実践に心より敬意を表したいと思ひます。だからこそ、その歩みを大切に受け継ぎながら、時代の進展や変化、新たな課題に丁寧に向き合い、箕面の教育をさらに進化させていきたいと考えております。守るべきものは大切に守り、よりよくできることには挑戦していく、その姿勢で進んでいきたいと思ひております。また、昨年度決定された教育大綱を礎とし、教育委員の皆様、そして箕面市教育委員会事務局の皆様とともに力を合わせ、子どもたち一人一人が自分らしく学び育つこともできる箕面の教育をともに作ってまいります。本年度もどうぞよろしくお願ひいたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

（事務局報告）

- 教育長（渡部清花君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。
- 教育長（渡部清花君）：それでは、日程第 1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、荒木委員を指定いたします。
- 教育長（渡部清花君）：次に、日程第 2「教育長報告」を行います。まず教育

委員の皆様におかれましては、私の着任前とはなりますが、3月に卒業式や卒園式、また4月に入ってから入学式や入園式にご参加いただき誠にありがとうございました。子どもたちの大切な節目に立ち会っていただき、新たな門出を見守っていただきましたことに改めて感謝を申し上げます。教育長報告としましては、4月9日に大阪府都市教育長協議会総会及び定例会、また4月23日、24日には近畿都市教育長協議会の総会及び定例会が開催され出席してまいりました。特に、近畿都市の教育長協議会では近畿6府県の教育長が集まり、「学校に行く目的を再考する」、副題が「魅力ある学校づくりを考える」という非常に興味深いテーマで、講演や事例発表、ワークショップが行われました。箕面市としては、私と児童生徒指導課長の赤城課長と参加してまいりました。開催市は芦屋市でしたが、会場は尼崎市ということで、尼崎市学びと育ち研究所の大竹文雄所長から、長期欠席の増加をエビデンスで考えるという内容で、尼崎市における分析結果の報告があり、非常に示唆に富むものでした。全国的にもコロナ以降、学校とのつながりに困難を抱える子どもが増えており、最近の調査では小中学校の不登校児童生徒数が約35万人に上っております。尼崎市が行政データと子どもたちの学習状況や生活実態に関する6年分のデータを組み合わせ、認知能力と非認知能力、加えて、長期欠席の関係を分析するという先進的な取組で発表されていたのですが、他市の教育長からは尼崎だからできる分析という声も上がっていました。ただ、箕面市にもステップアップ調査を始めとし、これまで積み上げてきた貴重なデータ、個々の子どもたちの経年変化を追うことができるデータが蓄積されているので、鍵となるデータを活用する形で、今回、研究所から発表のあった分析やそこから見えてくるもの、そして示唆について、委員の皆様と持ち帰ってきたものを共有し、議論してまいりたいと考えております。そして、就任後は私自身も入学式や入園式に足を運ばせていただいた他、校園所長会、また地域団体の総会などに伺い、校長先生や教頭先生、指導主事の先生方などとも、お話する機会をいただきました。子育てや子どもの声かけ・見守りということで、様々な接点で関わってくださっている地域の皆さんとも、お言葉を交わす時間をもらってきたわけですが、本当に多くの方々が教育行政に関わっておられるんだということ、少しずつ箕面の教育について全体像が見える中でも改めて、心に留めている次第です。だからこそ、多くのステークホルダーや関係者がいるからこそ、みんなでどこを目指すのかという北極星というものを共有できることが大切だと改めて感じております。5月に箕面の子育てや教育について語る会を市内4か所で開催することとなりました。5月号のもみじだよりでも発信をしたところですが、市民の皆様のお声を伺いながら一方的に事務局が説明するという場というよりは、対話の機会を持てるような場を市内東西南北、4か所で開催していく予定なので、足を運んでいただいた方々とお話できたらと考えております。また、5月から

数か月をかけ、全ての学校園所に訪問させていただき、授業の様子を拝見するとともに、先生方との教育に関する意見交換の機会を持ってまいりたいと考えております。以上、教育長報告とさせていただきます。

- 教育長（渡部清花君）： まず、日程第3、議案第44号「箕面市いじめ防止基本方針改定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を学校教育部児童生徒指導課長に求めます。
- 学校教育部児童生徒指導課長： 本件は、機構改革に伴い、課室名が変更になったため箕面市いじめ防止基本方針の一部改定についてご提案するものです。主な改定内容につきましては、議案書別添1のとおり、「市長部局にいじめ相談解決室」の箇所などが、「人権文化部に人権政策課子ども・いじめ相談係を設置」などへの記載の変更が主なものになっております。
- 教育長（渡部清花君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（荒木友博君）： 今回は機構改革に伴う変更点だけということですが、改めてこれを機にお伺いしたいのが、方針の中では、子どもがSOSを出しやすい環境であったり、それを大人がいち早くキャッチするというのが大事と書いてありますが、今年度、特にいじめに対して意識している点があれば教えてほしいと思います。
- 学校教育部児童生徒指導課長： 今年度も昨年度同様、まず早期対応であったり、未然防止を大切に行っていくというところですか。早期対応につきましては、各アンケート調査もごさいますが、こころの日記など子どもたちの声をキャッチする仕組みもごさいますので、そうしたものを活用しながらしっかり早期発見に努めていきます。また、未然防止につきましては、昨年度から本市教育委員会事務局にスクールロイヤーなども配置されましたので、ロイヤーなども連携しまして、各学校において、いじめ防止の授業をしっかりと行い、未然防止に努めていきたい所存でございませう。
- 委員（荒木友博君）： ありがとうございます。子どものいじめの件数もそうですが、質やいじめにある背景をより深く調べてほしいと思っております。よろしくお願ひします。
- 委員（桑野啓子君）： 4月の1か月は、新しい人間関係も始まりますし、昨年から引き続きの不安感を抱いている子どももいると思います。新しい中で上手に関係を取り結ぶことが苦手な子もいますので、学校でもこの方針をしっかりと活用して、心に留めるという研修はしたはずなので、ぜひ1か月子どもの様子を見ていただき、不安な様子や欠席が増えてきたとか、そういったことを各校が把握しながら対応していくと思うので、やはり学校と保護者さんとの、密接な連携というものを大事にして進まれている1か月だったと思っております。またゴールデンウィークなどで、子どもの気持ちも変化することも多々考えられるので、そのあたりは各校でしっかりと子どもを見つめていくと思いま

すので、引き続き今年度もよろしくお願ひいたします

○教育長（渡部清花君）： それでは、議案第 44 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（渡部清花君）： 次に、日程第 4、議案第 45 号「箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来部こども園推進課長に求めます。

○子ども未来部こども園推進課長： 本件は、公立幼稚園・保育所の再編に伴い箕面市立せいなんこども園及び箕面市立とよかわこども園の定員を変更するため箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部改正を提案するものです。具体的には、箕面市立せいなんこども園及び箕面市立とよかわこども園の定員をそれぞれ 125 人から 140 人に変更するものです。

○教育長（渡部清花君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（渡部清花君）： それでは、議案第 45 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（渡部清花君）： 次に、日程第 5、議案第 46 号「箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来部保育幼稚園利用課長に求めます。

○子ども未来部保育幼稚園利用課長： 本件は、幼児教育・保育の無償化制度の対象とならない多様な集団活動を利用する家庭に対する利用料の補助を目的とした交付金の交付にあたり、必要な事項を定めるため、本要綱の制定をご提案するものです。今回の交付金の対象となる施設は、1 日 4～8 時間、週 5 日以上、年間 39 週以上開所していることなどの要件を満たす施設であり、具体的には、「森のようちえん」やインターナショナルスクール、朝鮮学校などを想定しております。

○教育長（渡部清花君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（飯田ひとみ君）： 1 点お伺いしたいのですが、この集団活動に参加する子どもたちというのは、保育園などに入れない子たちが 1 か月何回か参加できるという事業でしょうか。

○子ども未来部保育幼稚園利用課長： どちらかと言えば、独自の教育方針を持っているような施設に対して保護者さんが希望して行かれる場合がほとんどで

す。保育園に入れなくてというパターンでいうと、認可外保育所などがあるのですが、そちらの場合は無償化の制度が受けられるので、無償化が受けられると基本的には本制度の対象外になります。そういった無償化の対象にもならない施設に通ってるお子さんの保護者さんが、今回の交付金の対象になるということでございます。

- 委員（飯田ひとみ君）： より多くの人に補助金が出るというイメージでしょうか。
- 子ども未来部保育幼稚園利用課長： 今回の国のコンセプト自体が無償化制度に漏れてしまった方々に対する交付金ということなので、ご認識のとおりです。
- 教育長（渡部清花君）： 認可を取っていない保育園であったり、基準や条件で認可をとれない保育所だったり、そういったところに通っているお子さんに対する制度という理解でよろしいでしょうか。
- 子ども未来部保育幼稚園利用課長： 認可を取っていないいわゆる認可外保育所であっても無償化の対象にはなるので、その対象にもならない施設ということになります。
- 教育長（渡部清花君）： それでは、議案第46号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（渡部清花君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（渡部清花君）： 次に、日程第6、報告第13号「市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を学校教育部学校企画管理課長に求めます
- 学校教育部学校企画管理課長： 本件は、みのお地域クラブが市立学校の体育館等を使用できるようにするため、市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例を改正した際、併せて条例の文言整理等を行う改正をしたことにより、条例を引用する本規則において生じる条ずれに対応し、規則の改正をする必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。
- 教育長（渡部清花君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（渡部清花君）： それでは、報告第13号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（渡部清花君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（渡部清花君）： 次に、日程第7、報告第14号「箕面市いじめ問題対

策連絡協議会等の組織及び運営に関する規則改正の件」を議題といたします。
議案の朗読を省略し提案理由を学校教育部児童生徒指導課長に求めます。

○学校教育部児童生徒指導課長： 本件は、附属機関等の委員等の報酬の額を改定するため、箕面市いじめ問題対策連絡協議会等の組織及び運営に関する規則の一部を改正する必要性が生じ、教育長が臨時に代理しましたので報告するものです。主な内容についてですが、議案書 40 ページのとおりです。

○教育長（渡部清花君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（渡部清花君）： それでは、報告第 14 号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（渡部清花君）： 次に、日程第 8、報告第 15 号「箕面市学校給食費の取扱いに関する規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を学校教育部学校給食課長に求めます。

○学校教育部学校給食課長： 本件は、令和 8 年 4 月から学校給食費を無償化するとともに、給食費を改定するため、規則の改正をする必要性が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。主な内容についてですが、「児童等の学校給食費を負担する者」について、「その保護者が負担する」としていた箇所を削り、「児童等の学校給食費は、市が負担すること」、また、保護者が生活保護法による教育扶助を受けている場合、もしくは支援学級に在籍する生徒の保護者が学校給食費に関する給付を受けている場合は、当該保護者が負担することを、加えております。また、「学校給食の停止の届出が必要となる対象者」について、食物アレルギー又は疾病、宗教のいずれかの理由により毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間、学校給食の全部を受けることができない児童等、及び、第 5 条第 2 項に規定した保護者が保護する児童等で、食物アレルギー等により別表第二に定める学校給食の区分ごとにその全部を受けることができない児童等に改めております。また、別表第一に定める 1 食当たりの学校給食費の額を、小学校 1・2 年生は 286 円を 320 円に、3・4 年生は 295 円を 333 円に、5・6 年生及び小学校教職員は 301 円を 342 円に、小学校で臨時に学校給食を受ける者については 310 円を 350 円に、中学生及び中学校教職員は 365 円を 413 円に、中学校で臨時に学校給食を受ける者については 370 円を 420 円に改めております。また、様式第 1 号及び第 2 号については各条項の内容に合わせて全面的に改め、様式第 3 号については文言を整えております。

○教育長（渡部清花君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（荒木友博君）： 無償化に合わせて 1 食単価も増減してるという理解ですが、物価高騰に合わせて、量も質も担保されるという認識でよろしいでしょ

うか。

- 学校教育部学校給食課長 : 無償化をしましても、給食費につきましても、学校給食費の改定方針に合わせまして、物価に合わせて変動させるというルールに基づいて、毎年度見直しを行います。
- 教育長(渡部清花君) : それでは、報告第15号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
(“異議なし”の声あり)
- 教育長(渡部清花君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長(渡部清花君) : 次に、日程第9、報告第16号「箕面市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を教育委員会事務局教育総合政策課長に求めます。
- 教育委員会事務局教育総合政策課長 : 本件は、箕面市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱の改正について、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。その内容といたしましては、昨今の社会情勢を踏まえ、教育委員会活動評価委員の謝礼の額を日額7,400円から日額8,200円に改めるものです。
- 教育長(渡部清花君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員(荒木友博君) : 謝礼額を上げる理由は何でしょうか。
- 教育委員会事務局教育総合政策課長 : 今回謝礼を見直す理由について、一般の行政職につきましても、この間、人事院勧告等に基づきまして、給料の引き上げ等が行われております。一方、本市の附属機関の委員報酬や、これらの要綱に基づく委員の謝礼金等につきましても、全体の改定が行われていない状況にありました。そこで本市では、附属機関の委員報酬を定めている条例につきましても、近隣市の報酬を調査し、府内の類似団体の報酬額等を参照しまして、このたび、本年4月1日付けで条例を改正し、審議委員会等の報酬の改定を行いました。これに準じまして、教育委員会の活動評価の委員の謝礼額も日額を7,400円のところ、8,200円に増額するものでございます。
- 委員(荒木友博君) : ありがとうございます。周りと合わせているというところはよく分かるのですが、それが活動するかたにとってのモチベーションになるかなど、より深く議論し、自身のやりがいにつながるのであればいいのですが、ただ単に周りに合わせるだけで上げるというのはどうなのかなと思っただので、引き続き見守っていきたいと思います。
- 教育長(渡部清花君) : それでは、報告第16号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
(“異議なし”の声あり)
- 教育長(渡部清花君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承

認されました。

- 教育長（渡部清花君）：次に、日程第10、報告第17号「長期休暇中における箕面市学力保障・学習支援事業の追加実施に関する要綱改正の件」、日程第11、報告第18号「受験生の箕面市学力保障・学習支援事業の追加実施に関する要綱制定の件」は関連案件ですので一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

- 教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。

- 教育長（渡部清花君）：議案の朗読を省略し提案理由を学校教育部放課後支援課長に求めます。

- 学校教育部放課後支援課長：まず、報告第18号からご説明させていただきます。本件は、国が令和5年度の補正予算により拡充した「こどもの生活・学習支援事業」を、令和6年度は令和5年度からの繰越分として、令和7年度からは経常事業として実施しており、児童扶養手当受給世帯または低所得子育て世帯の高校3年生及び中学3年生の生徒を対象に、長期休暇中における学習支援を行っているところですが、令和8年度からはさらに、受験生（高校3年生及び中学3年生の生徒）を対象に、通年に拡充して実施することとなったため、本事業を活用し、経済的課題を抱えるひとり親家庭等の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しすることを目的とし、受験生の学習支援を拡充するための必要事項を定めるため、要綱の制定をする必要が生じたことから、教育長が臨時に代理しましたので報告するものです。なお、本要綱につきましては、令和8年4月1日から施行しております。

- 学校教育部放課後支援課長：続きまして、報告第17号をご説明させていただきます。本件も、国が令和5年度の補正予算により拡充した「こどもの生活・学習支援事業」を、令和6年度は令和5年度からの繰越分として、令和7年度からは経常事業として実施しており、児童扶養手当受給世帯または低所得子育て世帯（住民税非課税世帯）の高校3年生及び中学3年生の生徒を対象に、長期休暇中における学習支援を行っているところですが、先程ご説明いたしました報告第18号のとおり、令和8年度からはさらに、受験生（高校3年生及び中学3年生の生徒）を対象に、通年に拡充して実施することとなったため、長期休暇中の追加派遣については、対象学年を1年下げ、高校2年生及び中学2年生の生徒を対象とするため要綱の改正をする必要が生じたことから、教育長が臨時に代理しましたので報告するものです。なお、本要綱につきましては、令和8年4月1日から施行しております。

- 教育長（渡部清花君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

- 委員（飯田ひとみ君）：お伺いしたいのですが、中学校2年生、3年生、高

校2年生、3年生というような、高校1年生が対象にならないサポートになるということですか。

○学校教育部放課後支援課長：もともと中学3年生と高校3年生、受験生を対象として行っておりまして、その枠が今回通年で実施ということで空きましたので、1年生まで対象とできればよかったですけれども、予算の関係等もございますので、3年生の枠が空いたので高校2年生と中学2年生の分を対象としたという考えでございます。

○委員（飯田ひとみ君）：ありがとうございます。サポートしてくれる団体さんは、今までどおり2か所のところで変わらずということによろしいですか。

○学校教育部放課後支援課長：現在と同じで、NPOのあっとすくーるさんと株式会社トライグループさんをお願いしております。

○委員（飯田ひとみ君）：ありがとうございます。利用者数を教えていただけたらと思います。

○学校教育部放課後支援課長：令和7年度の実績になるんですが、利用者が210人、延べの利用回数で6,030回の利用がございました。

○教育長（渡部清花君）：それでは、報告第17号及び報告第18号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（渡部清花君）：次に、日程第12、報告第19号「箕面市こども会活動促進事業交付金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を学校教育部青少年育成課長に求めます。

○学校教育部児童生徒担当室長：本件は、昨今の物価高騰の影響を鑑み、消費者物価指数をもとに、交付金を増額するため、要綱の改正をする必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。主な内容についてですが、こども会に交付している交付金について、団体交付額を7,000円から8,000円に、人数割り交付額の子ども一人当たりの単価を1,300円から1,500円に増額し、こども会の自主的な活動を支援するものです。

○教育長（渡部清花君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（渡部清花君）：それでは、報告第19号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（渡部清花君）：次に、日程第13、報告第20号「箕面市学校給食弁当代替者補助金交付要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し

提案理由を学校教育部学校給食課長に求めます。

- 学校教育部学校給食課長 : 本件は、令和8年4月からの学校給食費の無償化に伴い、食物アレルギー、疾病又は宗教の理由により1年間全ての給食を欠食する児童生徒に対して、給食費相当額の補助金を交付するため、要綱の制定をする必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。主な内容についてですが、第1条及び第2条において本要綱の趣旨と定義を、第3条において補助対象者を、第4条において補助金の額を定めております。次に、第5条から第8条において、補助金の交付申請や交付の決定、決定の取消、補助金の返還について定め、第9条においてはその他補助金の交付に関し、必要な事項は教育長が別に定めることとしております。
- 教育長(渡部清花君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員(飯田ひとみ君) : 請求書を見ているのですが、金額を自分で計算するような出し方をするのでしょうか。
- 学校教育部学校給食課長 : こちらの請求書につきましては、最終3月の給食の終了時点に合わせて、学校から学校給食課に報告を受け、その金額を書き込んだ請求書を保護者に対してお送りし、保護者に金額が間違っていないかを確認していただく予定としております。
- 教育長(渡部清花君) : それでは、報告第20号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
(“異議なし”の声あり)
- 教育長(渡部清花君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長(渡部清花君) : 次に、日程第14、報告第21号「箕面市地域子育て相談機関の設置及び運営に関する要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来部子育て支援課長に求めます。
- 子ども未来部子育て支援課長 : 本件は、児童福祉法に基づく地域子育て相談機関として、地域住民に身近な相談窓口として子育てに関する相談に応じるとともに、箕面市子どもセンターと連携を図りながら、必要な相談や支援へのつなぎを行う体制を整備するため、関係規定を整える必要があることから、要綱を制定する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので報告するものです。主な内容についてですが、設置場所を箕面市中央子育て支援センター(おひさまルームかやの)とすること、対象者を市内に居住する妊産婦並びに児童及びその保護者とし、主な業務内容としては相談支援や関係機関との連携などを規定しております。
- 教育長(渡部清花君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長(渡部清花君) : それでは、報告第21号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○教育長(渡部清花君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長(渡部清花君) : 次に、日程第15、報告第22号「箕面市一時預かり事業補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来部子育て支援課長に求めます。

○子ども未来部子育て支援課長 : 本件は、時間単位での子どもの一時預かり事業を実施する事業者に対して交付している補助金について、補助額の加算を行い、事業の安定的な継続を図る必要があることから、要綱の一部を改正する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので報告するものです。主な内容についてですが、一時預かり事業における年間延べ利用児童数ごとの運営費補助基準額について、国基準額と同額としていたものを、35%の運営費を上乗せし、国基準額に135%を乗じた額とするものです。

○教育長(渡部清花君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長(渡部清花君) : それでは、報告第22号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○教育長(渡部清花君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長(渡部清花君) : 次に、日程第16、報告第23号「箕面市私立幼稚園補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来部保育幼稚園利用課長に求めます。

○子ども未来部保育幼稚園利用課長 : 本件は、支援教育補助金の補助基本額について、加配職員1名につき300万円から360万円に引き上げるにあたり、要綱を改正する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。

○教育長(渡部清花君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長(渡部清花君) : それでは、報告第23号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○教育長(渡部清花君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長(渡部清花君) : 次に、日程第17、報告第24号「箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件」、日程第18、報告第25号「箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件」は関連案件ですので一括して審議することといたしてよろしいか。

(“異議なし”の声あり)

- 教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。
- 教育長（渡部清花君）：議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来部保育幼稚園利用課長に求めます。
- 子ども未来部保育幼稚園利用課長：本件は、支援教育・保育対策費補助金の補助基本額について、加配職員1名につき300万円から360万円に引き上げるほか、公定価格における副食費徴収免除加算額の改定に伴い給食費補填補助金の補助基本額を改めることに伴い、要綱の改正をする必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。
- 教育長（渡部清花君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（渡部清花君）：それでは、報告第24号及び報告第25号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（渡部清花君）：次に、日程第19、報告第26号「箕面市森町保育送迎ステーション事業実施要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来部保育幼稚園利用課長に求めます。
- 子ども未来部保育幼稚園利用課長：本件は、箕面市立保育所条例施行規則の改正に伴い、箕面市立東保育所を利用する森町保育送迎ステーションにおける延長保育料等を公立保育所と同じ基準に変更するため、要綱を改正する必要が生じたことから、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。
- 教育長（渡部清花君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（渡部清花君）：それでは、報告第26号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（渡部清花君）：次に、日程第20、報告第27号「箕面市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業費補助金交付要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来部保育幼稚園利用課長に求めます。
- 子ども未来部保育幼稚園利用課長：本件は、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業所に対して、物価高騰下においても、安定的な事業運営を継続して提供できるよう補助金を交付するため、要綱を制定する必要が生じたことから、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。この補助金では、延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を実施する事業所を対象と

して、物品の購入等に係る経費について、1事業あたり25,000円を上限とした金額を補助します。

- 教育長（渡部清花君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（渡部清花君）：それでは、報告第27号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（渡部清花君）：次に、日程第21、報告第28号「箕面市認可保育施設多子世帯保育料補助金交付要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来部保育幼稚園利用課長に求めます。
- 子ども未来部保育幼稚園利用課長：本件は、情報システムの標準化に伴う保育料算定基準の標準化に伴い、保育料が増額となる一部の保護者の負担軽減を目的とする補助金を交付するにあたり、要綱を制定する必要性が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。
- 教育長（渡部清花君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（渡部清花君）：それでは、報告第28号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（渡部清花君）：次に、日程第22、報告第29号「箕面市認可保育施設等指導監査実施要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来部広域幼児育成課長に求めます。
- 子ども未来部広域幼児育成課長：本件は、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく、保育所及び幼保連携型認定こども園の指導監査を行うにあたり、必要な事項を定めるため、要綱を制定する必要性が生じたことから、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。本要綱では、指導監査の対象となる施設、監査の種類、監査事項、監査の実施方法等について定めております。
- 教育長（渡部清花君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（渡部清花君）：それでは、報告第29号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（渡部清花君）：次に、日程第23、報告第30号「令和八年度におけ

る箕面市教育委員会行政組織の再編に伴う関係規則の整理等に関する規則制定の件」から日程第 65、報告第 72 号「箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱廃止の件」は関連案件ですので一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

- 教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。
- 教育長（渡部清花君）：議案の朗読を省略し提案理由を教育委員会事務局教育総合政策課長に求めます。
- 教育委員会事務局教育総合政策課長：本件は、市の機構改革に伴い必要となった規則、規程及び要綱の制定、廃止及び改正について、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。主な内容といたしましては、令和 8 年度における箕面市教育委員会行政組織の再編に伴い、関係規定を整理するため新しい規則の制定、生涯学習部門所管要綱の廃止、例規上の課室名及び補職名の改正を行ったものです。
- 教育長（渡部清花君）：それでは、報告第 30 号から報告第 72 号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（渡部清花君）：次に、日程第 66、議案第 73 号「令和 7 年度箕面子どもステップアップ調査結果報告の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を学校教育部学校教育課長に求めます。
- 学校教育部学校教育課長：本件は、令和 7 年度に実施した箕面子どもステップアップ調査の結果について、報告するものです。その内容については、議案書別添 2 をご参照ください。箕面子どもステップアップ調査は全国学力学習状況調査と大阪府すくすくウォッチと箕面体力・運動能力、運動習慣等調査、箕面学力調査、学習状況・生活状況調査の全てを合わせた総称でございます。今回はこのうちの箕面学力調査、学習状況・生活状況調査についての報告をさせていただきます。別添 2 の 7 ページをご覧ください。調査の目的についてですが、教育委員会は、市内の児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証しその改善を図ること、学校は、自校の児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、児童生徒一人ひとりへの教育指導の充実や学習状況の改善に活用することにより、これらの取組を通して、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立してきております。実施日や公表などについては、7 ページから 8 ページに記載のあるとおりです。なお、各学校の結果概要については、自校の調査結果や分析結果を文書等により、説明、報告しております。

次に9ページから10ページをご覧ください。箕面学力調査の概要についてですが、小学校・一貫校の1年生から6年生では、2、3年生の国語と算数、4年生から6年生の社会、6年生の国語、社会、算数、理科が全国平均を下回り、それ以外の教科は全国平均を上回る結果となっております。中学校1、2年生、一貫校7、8年生では、7年生（中学1年生）の社会が全国平均を下回り、それ以外の教科は全国平均を上回る結果となっております。特に、英語について、5、6年生は全国平均と比べて5ポイント以上、7、8年生（中学1、2年生）は全国平均と比べて10ポイント以上、上回る結果となりました。引き続き、1年生からの英語教育に取り組んでいきます。次に11ページから12ページをご覧ください。箕面学習状況・生活状況調査の概要についてですが、全ての学年において「いじめのサイン」に関する質問項目が特に良好な結果となりました。次に、学力調査の各教科ごとの概要となります。13ページをご覧ください。国語についてですが、3年生、8年生（中学2年生）の言語理解に関する問題が標準スコアを下回り課題が見られました。情報を的確に理解し、自分の考えを表現する力を育成するために、学年ごとの発達段階に応じた言語活動を通して、実生活に生かせる表現力を身につけていけるように取り組んでまいります。次に、17ページをご覧ください。社会についてですが、5年生の「日本の水産業」について、地図の水揚げの状況と表の水産物の内容を照らし合わせ、根拠をもとに判断する力をみる問題が標準スコアを下回り課題が見られました。一方、8年生（中学2年生）では、「日本の交通網の特色」について複数の資料をもとに考える力や記述に関わる設問で標準スコアより高い結果が見られました。資料を見る順序を意識し、根拠を示して分かりやすく説明できる力を身につけていけるように、小中の接続を意識しながら取り組んでいきます。次に、21ページをご覧ください。算数、数学についてですが、6年生の「比を使って、全体の量から一方の量を求める答えを選ぶ問題」、8年生（中学2年生）の「与えられた条件から証明の役割や意味を理解し、正しい回答を選択する問題」において、標準スコアを下回り課題が見られました。問題解決の過程を統合的・発展的に考察し、新たな問題解決に活かせるようにすることをめざした授業づくりに取り組んでいきます。次に、25ページをご覧ください。理科についてですが、3年生の「植物の育ち方」の「思考・判断・表現」の力を問う活用問題、7年生（中学1年生）の「光の性質」の「科学的な知識・技能」の力を問う基礎問題において、標準スコアを下回り課題が見られました。問題解決や科学的な探究のプロセスを通して、学習を通して身につけた知識を活用することができるような指導の充実をめざし取り組んでいきます。次に、29ページをご覧ください。英語についてですが、本市の児童生徒の英語力は高い水準で推移しており、5年生から8年生（中学2年生）の全学年において、標準スコアを大幅に上回る結果となりました。5年生では「聞くこと」、8年生（中学2年生）では「書く

こと」の項目において、標準スコアを大きく上回る結果となりました。次に、32 ページをご覧ください。令和7年度の英検 IBA における英検3級レベル相当以上の英語力を有する9年生（中学3年生）生徒の割合は73.7%で昨年度より下回りました。引き続き、9年間を通して「目的や場面・状況等」を設定し、「英語を使う必然性」がある授業づくりを進めることで、主体的・積極的に英語でコミュニケーションを図ろうとする子どもの育成をめざしてまいります。次に、学習状況・生活状況調査について33 ページをご覧ください。自己認識についてですが、「家族や先生に相談できる」という割合は、ほとんどの学年の肯定率が高い傾向が見られました。「自分にはクラスを動かす力がある」「期待されている、頼りにされている」と思っている子どもは、昨年度と比べて高い傾向にあり、全国と比べても高く推移しております。次に、34 ページをご覧ください。社会性についてですが、「友だちと教え合う時間」や「授業でとなり同士やグループで話し合ったり討論したりすることがあるか」については、ほとんどの学年で9割を超える高い結果となりました。思いや考えを伝え合う授業が各校で実施された成果が、子どもたちの意識変化に表れているのではないかと捉えております。また、「みんなが掃除当番や係の仕事を責任をもってしているか」について、全国より低い傾向にありますが、前年度の肯定率より高くなった学年が増えました。引き続き、肯定的な声かけを行い、子どもたちが目的を持って主体的に取り組めるように進めていきます。次に、35 ページをご覧ください。対人ストレスについてですが、SNS 上で、いじめにあったことがないと回答している子どもの割合は、昨年度と同様に、全国より、よい結果が出ております。一方、2～3割の子どもたちが、仲のよい友だちとの関係に不安を感じている傾向がうかがえます。引き続き、各校においては、人間関係づくり、いじめやネットトラブル未然防止の授業、情報モラルに関する学習などの取組を行ってまいります。また、周りの大人も子どもたちからのいじめのサインやSOSを見逃さないように見守っていく必要があります。次に、36 ページをご覧ください。学級の絆についてですが、「クラスにいいところがある」と回答している割合は、9割を超えるとともに、全国平均値よりも高い結果となっております。引き続き、学級の絆を高める活動に取り組んでまいります。また、学習習慣についてですが、学年が上がるに従って、学習時間が増えている傾向にあります。予習や復習に取り組むなどの積み重ねは、授業内容の理解や定着につながりますので、ご家庭と学校の連携のもと学習習慣が身につくような取組を推進してまいります。

- 教育長（渡部清花君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（桑野啓子君）：全体として、詳しく傾向分析していただくと、非常によく分かるということが1点です。それから小中一貫校では、この結果を受けて、6年生までの課題が何だったのかを7、8、9年生が把握して授業に生かせ

るという利点がございます。小中一貫校ではないところは校区の研修でされるのですが、一堂に会してというのが、早々にできることもないので、その辺り共有していくということがポイントだと改めて思います。そして、平均でお話をしなければならぬのですが、個々の子どもたちについて言えば、個別最適化で学習に取り組むことのできる手立てを市からご準備いただいているので、ここの課題については大いに向き合っていかなければならないところだと思っております。そういったシステムを活用していただくということの推進をお願いしたいと思いました。さらに個別に2点ですが、1点目は、ある中学校の8年生の国語の先生とお話をする機会があり、子どもたちの現状から学ぶと、少し取り残してしまう、寝たように突っ伏す子がいて、そのような子を授業に入れるために、4人のグループを作って、意見交換をさせたりしているということを知りました。そのため、こういったデータから見えることで、目の前の子どもたちの現状をとらえて、どういう工夫が有効なのかという、それこそが、実践的な取組だと感心しましたので、そういったことを市内の先生方で交流されるという点というのが1点です。それから、別添2の32ページに英語コミュニケーション科のことが書かれていて、6年生までの英語科と、箕面が特区を取っているので、7、8、9年生の英語コミュニケーションのつながりは箕面独自の素晴らしい取組だと思っております。それに対して、今年度はそこをつなぐプロジェクトチームが作られたと聞いているので、やはりそこも冒頭申し上げたようにつながっていくということが非常に有効なことになると思うので、よい結果は出ているのですが、長くやってきた課題として、そのつながりが必要ではないかと思ひまして、つながろうとする先生もおられるのですが、やはり市としてプロジェクトチームを作られたということは、そこを進めていこうという意識の表れと感じましたので、非常によいことだと思ひますので、ぜひ続けていただきたいなと思ひしております。

○教育長（渡部清花君）：ただ今の桑野委員のご質問、コメント部分に関連してでもあるのですが、市全体の結果ということで分析していただいておりますが、各校での分析というものをどのようにされていて、どのように活かされているかという点について改めて教えていただけますでしょうか。

○学校教育部学校教育課長：各校の分析についてですが、継続的な検証改善サイクルが確立していると先ほど述べさせていただきましたが、年度当初に各校におきましては、教育指導計画というものを作成することになっております。その中に学校としての学力、体力向上、豊かな心の育成推進プランということで、それぞれページがございまして、その中に重点目標、アクションプランという形で実際の活動内容、そして、チェックポイントということでこのステップアップ調査の調査結果を指標ということで掲載をし、まず年度当初に各校で目標を定めます。併せまして、学年ごとの実態というところもありますので、

学年ごとにも学力調査、それから生活調査、体力調査、それぞれの目標値を掲げるとともに、取組内容など、そういったものを記載し、前期・後期に振り返りをして、次年度へつなげていくというサイクルを確立して、活用してきております。

- 教育長（渡部清花君）：ありがとうございます。こちらは報告のみということで採決はありません。
- 教育長（渡部清花君）：次に、日程第 67、議案第 47 号「箕面市奨学生選考委員会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を学校教育部学校生活支援課長に求めます。
- 学校教育部学校生活支援課長：本件は、箕面市奨学生選考委員会委員の任期が令和 8 年 4 月 30 日をもって満了することに伴い、新たな委員を任命する必要が生じたため、箕面市奨学資金基金条例第 2 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定により、ご提案するものです。新たな委員につきましては、議案書 242 ページに記載のとおりで、令和 8 年 5 月 1 日付けで任命するものです。
- 教育長（渡部清花君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（渡部清花君）：それでは、議案第 47 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（渡部清花君）：次に、日程第 68、報告第 74 号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を教育委員会事務局教育総合政策課長に求めます。
- 教育委員会事務局教育総合政策課長：本件は、人事発令を行う必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。その内容といたしましては、令和 8 年 3 月 31 日付けで退職の発令を行い、同年 4 月 1 日付けで人事異動及び採用の発令を行うとともに、異動の発令について令和 8 年 3 月 25 日付けで 1 件、分限休職の発令について、かねてから病気療養中の職員に対し、さらに療養が必要であるとの診断書が提出されたことに伴い令和 8 年 4 月 1 日付けで 3 件、復職の発令について、令和 8 年 3 月 25 日付けで 1 件、同月 29 日付けで 1 件、同年 4 月 1 日付けで 2 件行ったものです。
- 教育長（渡部清花君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（渡部清花君）：それでは、報告第 74 号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

- 教育長（渡部清花君）：次に、日程第 69、報告第 75 号「箕面市いじめ問題対策連絡協議会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を学校教育部児童生徒指導課長に求めます。
- 学校教育部児童生徒指導課長：本件は、任期満了に伴い、箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例第 4 条及び箕面市いじめ問題対策連絡協議会等の組織及び運営に関する規則第 2 条の規定に基づき、箕面市いじめ問題対策連絡協議会委員を新たに任命する必要が生じ、教育長が臨時に代理しましたのでご報告するものです。主な内容については、議案書 266 ページのとおりです。
- 教育長（渡部清花君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（渡部清花君）：それでは、報告第 75 号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（渡部清花君）：次に、日程第 70、報告第 76 号「箕面市立幼保連携型認定こども園の学校歯科医委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来部こども園推進課長に求めます。
- 子ども未来部こども園推進課長：本件は、令和 8 年 2 月 9 日教育委員会定例会におきまして議決いただきました「箕面市立幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師委嘱の件」のうち幼保連携型認定こども園学校歯科医 1 名の変更により、新たな学校歯科医を委嘱する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので報告するものです。委嘱の内容については、269 ページ別記のとおりです。
- 教育長（渡部清花君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（渡部清花君）：それでは、報告第 76 号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（渡部清花君）：次に、日程第 71、報告第 77 号「保育・幼児教育サポーター任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来部保育・幼児教育センター長に求めます。
- 子ども未来部保育・幼児教育センター長：本件は、箕面市における保育・幼児教育の質向上に係る、市内保育幼児教育施設の訪問及び相談業務を行う保育・幼児教育サポーターの任期が令和 8 年 3 月 31 日で満了したことに伴い、箕面市保育・幼児教育スーパーバイザー等設置要綱第 1 条第 2 項の規定に基づき、新たに保育・幼児教育サポーターを任命する必要が生じたため、教育長が

臨時に代理しましたのでご報告するものです。詳細につきましては、議案書 271 ページ別記のとおりです。

- 教育長（渡部清花君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（渡部清花君）：それでは、報告第 77 号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（渡部清花君）：次に、日程第 72、報告第 78 号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を教育委員会事務局教育総合政策課長に求めます。
- 教育委員会事務局教育総合政策課長：本件は、去る令和 8 年 3 月 12 日に開催された令和 8 年第 3 回箕面市教育委員会定例会会議録及び同年 3 月 27 日に開催された令和 8 年第 1 回箕面市教育委員会臨時会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第 5 条の規定により、提案するものです。ご承認くださるようお願いします。
- 教育長（渡部清花君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（渡部清花君）：それでは、報告第 78 号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（渡部清花君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。
- 教育長（渡部清花君）：他に事務局から「その他、教育行政に係る報告等」があれば、申出を受けますが、いかがですか。
- 教育長（渡部清花君）：以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案 4 件、報告 66 件は、全て議了いたしました。
- 教育長（渡部清花君）：これをもちまして、令和 8 年第 4 回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後 4 時 20 分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長 （本人自署）

委員 （本人自署）

議案第60号

行政文書部分開示決定に係る審査請求に関する箕面市情報開示審査会
からの答申及び裁決の件

行政文書部分開示決定に係る審査請求に関する箕面市情報開示審査会からの答申
について、下記のとおり報告するとともに、同審査請求の裁決について協議のうえ
決定する。

令和8年（2026年）5月21日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清花

記

別添のとおり

（提案理由）

行政文書部分開示決定に係る審査請求について、箕面市情報開示審査会から審査
結果の答申を受けたので報告するとともに、同審査請求の裁決について協議のうえ
決定するため、提案するものである。